

平成 30 年第 4 回辰野町議会定例会会議録（17 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催年月日 平成 30 年 6 月 15 日 午前 10 時開議
3. 議員総数 14 名
4. 出席議員数 14 名
  - 1 番 小 澤 睦 美
  - 2 番 向 山 光
  - 3 番 熊 谷 久 司
  - 4 番 山 寺 はる美
  - 5 番 篠 平 良 平
  - 6 番 中 谷 道 文
  - 7 番 宇 治 徳 庚
  - 8 番 成 瀬 恵津子
  - 9 番 瀬 戸 純
  - 10 番 宮 下 敏 夫
  - 11 番 根 橋 俊 夫
  - 12 番 垣 内 彰
  - 13 番 堀 内 武 男
  - 14 番 岩 田 清

5. 会議事項

- 日程第 1 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第 12 号 辰野町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第 13 号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 15 号 辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 16 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 18 号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 19 号 辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 20 号 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 請願についての委員長報告
- 日程第 9 追加提出議案の審議について  
議案第 23 号 平成 29 年度（繰越）社会資本整備総合交付金事業町道 61 号線工事請負契約について

日程第 10 議員提出議案の審議について

発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

発議第 2 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

日程第 11 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 12 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	小 野 耕 一
まちづくり政策課長	赤 羽 裕 治	住民税務課長	伊 藤 公 一
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
建設水道課長	西 原 功	会計管理者	武 井 庄 治
こども課長	加 藤 恒 男	生涯学習課長	原 照 代
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番	中 谷 道 文
議席 第 7 番	宇 治 徳 庚

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第 4 回定例会、第 17 日目の会議は、成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 12 号、辰野町税条例等の一部を改正する条例について。日程第 2、議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 13 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について。日程第 3、

議案第 15 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。日程第 4、議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。以上、4 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（熊谷）

本定例会初日に当委員会に付託されました議案第 12 号と 13 号、及び第 15 号と 16 号についての審査状況を報告いたします。6 月 11 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において、委員全員が出席し、町長同席のもと、最初に議案第 15 号から審査が行われ、総務課担当者に内容説明を求め質疑を行いました。議案第 15 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、報告いたします。総務課からの説明では、非常勤の特別職の報酬を時間給で支給できるように改正するもので、辰野中学の部活動指導者が最初の該当者とのこと。県からの提示があり、時間当たり 1,600 円で、年間 210 時間以内とし、国・県・町がそれぞれ 3 分の 1 ずつ費用負担するとのことでした。質疑では 1、「辰野中学部活動指導の候補者が 1 名いるとのことだが、町からの推薦か、または辰野中学から推薦があったのか」の質問に対し、「辰野中学からの推薦がある。背景には先生方の働き方改革の推進がある。」との答弁でした。2、「中学校部活動指導者の特別職になるための資格等は必要か」の質問に対し、「次の 4 つの中のどれかに該当する必要がある。1 番、日本体育連盟の公認指導資格を持っている。2 番、地域における指導経験がある。3 番、教員免許がある。4、教育委員会が認める。以上の場合のどれかが必要である。」とのことでした。以上の質疑応答の後、採決の結果、全会一致にて、可決すべきものと決しました。続いて、議案第 16 号について、総務課及び辰野病院事務長に内容の説明を求め、質疑を行いました。議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、報告します。この改正の内容は、訪問看護師長は、今まで 4 等級までだったところを 5、6 等級を病院看護師と同等に配置できることとし、及び総看護師長、副総看護師長の名称をやめ、看護部長、看護副部長に改めるものです。質疑では 1、「総看護師長、副総看護師長の名称を看護部長、看護副部長に変更するその狙いは何か」の質問に対し、「近隣の病院での名称に合わせるもので、今は総看護師長、副総看護師長の名前を使っているところは、ほとんどない」との回

答でした。以上の質疑応答の後、採決の結果、全会一致にて、可決すべきものと決しました。次に議案第12号について、住民税務課担当者に内容説明を求め、質疑を行いました。議案第12号、辰野町税条例の一部を改正する専決処分の承認について、報告いたします。地方税法の一部を改正する法律、政令・省令が今年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町税条例を一部改正したもので、住民税務課からの説明では、「主に個人住民税の基礎控除の拡大、障害者等の非課税枠の拡大、大法人の電子申告の義務化、たばこ税の段階的増税、過熱式たばこ税の見直し、再生可能エネルギーの課税枠組みの見直し、生産性向上特別措置法による中小企業の固定資産税の減免等が盛り込まれたもの」とのことです。質疑では1、「評価替えによる見直しが今年度あるとのことだが、町税は増えるのか、減るのか」の質問に対し、「家屋については、28年度までに建てたものが見直されるので減少し、土地についてもまだ下落が続いているので減少する。ただ償却資産がこの2年間増加しているので、町税全体では、わずかなマイナスにとどまるであろう」との答弁でした。2、「加熱式たばこの課税基準は、どのようになっているのか」の質問に対し、「今まで曖昧であって、製造メーカーによって、課税にばらつきが大きかったものが統一された。さらにグラム換算から本数換算に変え、紙巻きたばこと同様の課税方式に変更された。」との答弁でした。以上の質疑応答の後、採決の結果、全会一致にて、承認すべきものと決しました。次に議案第13号について、住民税務課担当者に内容説明を求め、質疑を行いました。議案第13号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する専決処分の承認について、報告します。地方税法の一部を改正する法律・政令・省令が、今年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町都市計画税条例を一部改正したもので、住民税務課からの説明では、「実演芸術公演施設の改修に関する都市計画税の減額が行われる」とのことでした。質疑では1、「辰野町には、実演芸術公演施設にあたる施設はあるのか」の質問に対し、「今現在はないが、劇場や音楽堂のバリアフリー改修等が行われた場合に減免される」との答弁でした。2、「地方税の改正の中に、今回の都市計画税の改正を盛り込んだ狙いは、どの辺にあるのか」の質問に対し、「都市機能を中心市街地へ集約させて、都市機能の分散を防ぐことによる効率化が狙いにある」との答弁でした。以上の質疑応答の後、採決の結果、全会一致にて、承認すべきものと決しました。以上のとおりでございます。

○議長

委員長報告に対する質疑討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 12 号、辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案承認であります。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 12 号は、原案のとおり承認することに決しました。次に議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 13 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案承認であります。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、原案のとおり承認することに決しました。次に議案第 15 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 18 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について。日程第 6、議案第 19 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。以上、2 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（垣内）

それでは報告いたします。今定例会初日、福祉教育常任委員会に付託された条例審査は 2 件でありました。6 月 11 日午前 9 時より福祉教育常任委員会会議室において、山田副町長、宮澤教育長、担当課長、係長の出席をいただき、委員全員出席のもと、説明を求め審査いたしました。審査内容について報告いたします。議案第 18 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令、平成 30 年政令第 155 号が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、辰野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の別表 1 により定められた 1 号認定の階層区分の内、第 3 階層である市町村民税、所得割課税額、7 万 7,100 円以下の世帯の保育料月額を 1 万 4,100 円から 1 万 100 円とするものです。担当課からの説明のあと、委員からの「町内に対象者はいるか」との問いに対し、担当から「町内に対象施設はない。町外施設の利用者が 1 世帯ある。ただし、所得区分による階層は第 3 階層ではなく、対象外である。」との説明がありました。また、利用者負担軽減のための財源について、「国からの交付税措置はあるか」との問いに対して、「県から 2 分の 1 の補助がある。町内保育園児 491 人中 49 人の対象人数。第 2、第 3 階層であります。に対してある。市町村減免としては、343 万 2,000 円必要となり、内 171 万 6,000 円は県からの補助がある。」との回答がありました。さらに、「保育料についての国の考え方が変わってきているのか」の質問に対しては、「一人親、低所得世帯の負担を軽くする方向に変わってきている」との説明がありました。次に、議案第 19 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について報告いたします。提案理由は、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令、平成 30 年厚生労働省令第 46 号が、平成 30 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいとするもので、同条例の放課

後児童支援員の資格について定めた、第 11 条第 3 項第 4 号、現行の学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有するものを教育職員免許法、昭和 24 年法律第 147 号第 4 に規定する免許状を有する者とし、また第 10 号に 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者との規定を加えるものです。教職員免許制度の変更に対応した改正と資格に関する要件を広げるものであります。説明のあと、委員からの「現状資格はないけれども、補助員として働いている方はどれくらいか」の質問に対し、「支援員・補助員含め 20 名中有資格者は 7 名、13 名が補助員である。30 時間の研修を受けると資格を得られる。本年度は 5 名が受講を予定しているとの説明がありました。また、町長が適当と認める条件として、その研修を受けてもらうことが前提となるか。」との問いには、「そうである」との答えでありました。また、「有資格者は施設で 1 人いれば良いのか」の問いに対し、「施設の単位毎に 2 人の支援員が必要だが、内 1 人は補助員でも構わないとされている」との説明がありました。採決の結果、全員一致にて、可決すべきものと決しました。審査結果は以上であります。全議員の賛同をいただき、可決成立いただきますようお願いし、委員長報告といたします。以上です。

○議 長

委員長報告に対する質疑討論を行います。ございませんか。質疑討論を終結いたします。これより議案第 18 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 19 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第 7、議案第 20 号、平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

○山寺（4 番）

10 ページのですね、たつの未来館の 2 階のテラスフェンスの改修工事について、お尋ねします。私達議員がですね、17 日にたつの未来館のアラパを見学させてもらったときに、2 階のテラスが転落というか、子どもの転落に値するんじゃないかということで、指摘しました。それでですね、昨日行きましたらもう結構頑丈なフェンスができあがってるんですが、この 300 万は、そのフェンスの改修工事として、認識してよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

山寺議員の質問にお答えいたします。5 月の 31 日にオープンをしまして、利用者も 3,000 人を超す、大盛況となっております。その中で議員さんが指摘していただいたフェンスですが、危険ということで、あくまでも仮設の状態でございます。仮設の状態ですので、了解していただきたいと思えます。これからしっかりとしたものを作るということで、今の現状は仮設です。

○山寺（4 番）

結構しっかりしたものができあがっちゃってるんですが、あれじゃなくて、あれとは別のものをまた作るということでしょうか。

○生涯学習課長

あくまでも仮設ですので、今の現状で良いということでないのも、またメーターとかありますよね、そういうのもまだこれから考慮してやっていきますので、あくまでも今は仮設の状態になっております。

○山寺（4 番）

じゃあ今の仮設のものは、どこから予算を取って作ったんでしょうか。

○生涯学習課長

今の状態はですね、業者の方のご好意でやってありますけれども、今の仮設のものが、そのまま活かされるものがあれば、活かしていくということにもなるかと思えますけれども、そこはあくまでも仮設の状態ですので、ご了解いただきたいと思えます。

○議 長

そのほかございませんか。

○向山（2番）

2点、お伺いしたいと思います。1つは11ページになります。防災事業の危機管理防災事業、AEDのリース料が予算計上されてます。既に新聞報道です、コンビニ配備をするということは、承知しているところでありますけれども、このリース料、何台くらい配備されるのか。そして配備をしていただく店舗側とのですね、契約内容というか、そういったことについて、お伺いしたいと思います。AEDについては、当初、町で公民館等に配置したときには、リースでなくてですね、耐久性の問題だとか、消耗品の交換というような課題があったかと思えます。そういう点では、リースという方法は、そういった問題を解決する方法としては、良いのではないかなあとは思ってますけれども、現状どのような形になるのか、お聞きしたいと思います。それから2点目は、先ほど条例がとおりでした、部活動指導員報酬、14ページの関係になります。で、予算をみますと、条例の説明の中でも県の補助があって、やってくということでもありますけれども、この指導員については、通勤費それから郊外への遠征等があるかと思えます。そういった場合の費用弁償がどういうふうになっているのか。そしてそれに対する県の補助等があるのか。その2点について、お伺いいたします。

○総務課長

まずAEDの配備について、お答えしたいと思います。各区にですね、配備したAEDなんですけど、やはり約5年前に購入の補助金を受けて、配備したわけなんですけど、ここで耐用年数を迎えるということで、去年から今年にかけてですね、区長会でもんでいただきまして、広域消防でコンビニ配備するAEDの利用を踏まえてですね、必要な区を申し出ていただくということで、今年の4月の最初の区会に最終決定しまして、17区中ですね、11区の区がリースによるAEDを配備したいということで、回答をいただきましたので、それに対する今回リース料を計上したところでございます。なお、広域のAEDの配備についてはですね、今月の11日に上伊那全体で71箇所。それから町内では8箇所になりますけれども、配備を終了しております。広域のリース料については、広域の予算の中で、支払いになってくような状況ですけれども、また使用法についても広域消防で、呼びかけてですね、講習会を実施していく旨を聞いております。以上です。

○こども課長

ただ今ご質問のありました、特別職、非常勤部活動指導員に関する費用弁償の件でございます。まず、通勤費に対する費用弁償は特別職非常勤職員としての費用弁償はございません。それから遠征等に係る付き添い等の場合については、町の規定に基づきまして、費用弁償を行います。ともに県の補助はございませんので、町単独という対応になります。以上です。

○議長

よろしいですか。ありませんか。

○中谷（6番）

ちょっと単純な質問で申し訳ありませんけども、内容を知りたいということで質問します。12ページのね、公園施設長寿命化対策工事という内容・場所、それから13ページの消防費で備品購入の不用減額の関係ですけど、どういう計画で不用減額になったのか。上がったものが、三角というのには理由があると思うので、そのちょっと単純な質問で申し訳ないが、説明をお願いします。

○建設水道課長

それではお答えします。こちらにつきましては、荒神山球場の周囲やっておりますフェンスがございますが、その擁壁の部分でございます。当初はですね、8,600万円を要望していたわけなんですけど、なかなか国の予算がつかないということで、当初予算で4,000万計上させていただきました。しかし、国の方からですね、200万円増額で予算がついてきましたので、今回、補正予算という形で載させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○総務課長

13ページの非常備消防事業の18の備品購入費の関係です。当初ですね、防火水のうを30基、それからセットの資機材、8分団ありますので、8セットを予算計上したわけですけども、9ページをご覧ください。22款の諸収入の雑入にですね、説明の26番のコミュニティ助成事業、助成金ということで、この補助金が2口ですね、120万と100万不採択になりました。それで0213の危機管理防災事業については、その上の25番の市町村振興協会の交付金に振り替えができたわけですけども、0902の非常備消防事業の100万が不採択ということで、この分の補助金の不採択により、13ページの減額が発生しました。以上です。

○中谷（6番）

了解しました。

○議長

そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第20号、平成30年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号、平成30年度辰野町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。日程第8、請願についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、福祉教育常任委員会へ付託となりました請願第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書。請願第6号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書。以上、2件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(垣内)

それでは報告いたします。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託された請願審査は2件でありました。6月11日午前9時半より、福祉教育常任委員会会議室において、委員全員出席のもと、条例審査後の宮澤教育長、担当課長の同席を認め、補足説明いただき、審査いたしました。審査内容について、報告いたします。請願第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書。全国どこへ行っても同水準の教育が受けられるように、先生方の給与の半分は、国がみようという制度でありましたが、小泉内閣の三位一体改革の中で、2分の1の国庫負担を3分の1に減らされた。このことが、地方財政の負担増大につながり、自治体毎の教育水準の差が生じやすくなっています。本来は、全額国庫負担とすべきだが、せめて改正前の2分の1国庫負担の水準にまでは、戻すべきとの趣旨から政府に対し、意見書の提出を求めるものであります。審査の中で委員からは、「減額された分は交付税で措置されているとの説明もあるが」との質問がありました。担当からは、「積み上げられた交付税の総額の中で、何割か減額されているので、職員給与の地方負担分の交付税がどれだけかは、わから

ない仕組みになっているのが現実である」との説明がありました。また、意見として、「新憲法下では、教育は平等に受ける権利を保障されているのだから、本来は、全額国が負うべきものだ。教育費について考えると、日本は世界的にみて、対GDP比、先進諸国で最低である。教育委員会としても声を上げるべき」との発言もありました。紹介議員からは、「町、教職員組合の意見を聞いた際にも、本請願が教員の処遇改善であるとか、労働環境改善という視点でみられることもあるが、そうではなく、教育のあり方として、国に要求しているのだという点を理解していただきたいと話されていたので、請願の趣旨について改めて説明させていただく」との発言がありました。教育長からは、「この2件の請願については、辰野町教育委員会も上伊那教育委員会連絡協議会もまったく同じ立場であり、教職員組合、PTAと一緒に国にも働きかけをしています」との発言がありました。「国庫負担2分の1になると、県の教員増員は楽になるか」との問いに対し、教員増については、そうしていただければありがたいとの発言がありました。請願第6号、国の責任による35人学級推進と、教育費の増額を求める請願書。紹介議員から趣旨について「長野県は35人学級を実現しているが、本来専科教員として配置されるべき先生をクラス担任として配置するなど、無理をしいびつな教職員配置で乗り切っている。解消に向け、意見書の提出を求めるものである」との説明がありました。教育長からは、「例えば東小学校を例にとると、今年は学級数が昨年と同じであるが、教員数は1名減らされ、理科の専科教員が今年は配置されていない。各校の教員数は、教員定数法で定められているが、その定数法の基本は40人学級となっている。例えば、学年81人であれば、配置される教員は3人となるが、79人だと2人と決められてしまう。長野県は35人学級を国の責任で、維持しているので、プラス1名分を県費で配置したり、専科教員を学級担任にするなどして、なんとかやりくりしている。辰野中学では、本年度2名減らされてしまっている。これも国の基準によるものである」との説明がありました。委員からは、「専科の先生がクラス担任となることで、精神的な負担が増えるということはないか」との質問があり、教育長からは「あるかもしれない。逆にクラス担任の教諭が専科に配置されることによるストレスも受けるという場合もある」との説明がありました。また、教員定数法において、「特別支援学級も学級数に入るか」との問いに対して、「学級数に入る。各学年学級数プラス支援学級数の合計数に応じて、専科教員数が決まる」との回答でありました。以上の2件につき、採決を行い、出席議員全員一致にて、請願を

採択し、意見書を提出すべきものと決しました。全議員の賛同をいただきますようお願いし、委員長報告といたします。以上であります。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、請願第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について、質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより請願第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり採択と決しました。次に請願第6号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について、質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより請願第6号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり採択と決しました。日程第9、追加提出議案の審議について。議案第23号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第23号、平成29年度(繰越)社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、平成30年6月4日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので、請負契

約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、平成29年度（繰越）社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は6,879万6,000円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字小野1249番地1、小野工業株式会社でございます。なお、一般競争入札の応札者は3社でありました。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

はい。それでは私の方から工事概要を説明させていただきます。施工延長につきましては64メートルでございます。工事内容ですが、親杭横矢板土留め用引き工ということで、現場打ちの杭、H型の杭なんです、30本打ち込みまして、あとグランドアンカー工として8本、山の方へ打ち込みます。それとあと横矢板工、デッキプレートでございますが、107平米留めるような形で設置するわけでございます。今現在、昨年度の工事と同じような形で、集落の方へ向かってく工事でございますので、よろしく願いいたします。

○議 長

これより質疑討論を行います。

○堀内（13番）

ただ今説明がありました、この地区は小横川地区という形で非常に崩落後も含めて、危険な地域ということで、昨年から事業が始まっているという形の状況で、大事な事業であると私は認識しております。本年度2次の工事ということですが、これにつきましてはですね、本年度で終わる事業なのか、これは29年度からの繰り越しになっている状況ありますが、この予算で全てが終了するかどうかという形の状況について、それとあと補助率につきましては、どんなような形になっているか、お尋ねいたします。

○建設水道課長

はい。この事業につきましては、29年度の繰越事業ということでございますので、今年の30年度事業につきましても今後、別で発注する予定でございますが、まずは29年度の繰越事業の進捗をみまして、おっかけ30年度の事業が発注される予定でござ

ございます。なお、30年度の予算につきましては、2,688万4,000円というような形で予算計上させていただいております。それと補助率でございますが、29年度まではですね、5%の上乗せがございまして、国の補助率が55%でございます。ですから、6,879万6,000円の55%ということでございますので、3,783万7,000円が一応、補助というような形で、残り3,095万9,000円が単独費ということでございます。なお、繰り越した額でございますが、7,400万ということで、総額繰り越してございますので、今回入札しまして、差金分についてはですね、今後、変更契約等して増工していく予定でございますので、あくまでも29年度につきましては、7,400万円の繰越事業費を施工する予定でございます。よろしくお願いたします。それとあと30年度につきましては、補助金の5%上乗せ分がなくなりますので、単純に2分の1が補助金という形になりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。なお、工事につきましてはですね、29年度の繰越分と、あと30年度の当初の分で一応終わる予定でございますので、ただし29年度の繰り越しが現状おわかりかと思っておりますけれども、車を通しながらの施工となりますので、年度末までかかるかと思っております。そして、30年度についてもおっかけというような形になりますので、30年度分が繰り越しのような形になるかなあと思っております。よろしくお願いたします。

○議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第23号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約については、原案のとおり可決されました。日程第10、議員提出議案の審議について。発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。次に発議第2号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより発議第2号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。日程第11、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び、議会運営委員長から別紙のとおり「閉会中の継続審査申出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布しましたとおり、議員派遣をすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決しました。以上で、本定例会日程は、全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

5 月 30 日に開会いたしました、第 4 回、辰野町議会定例会に、ご提案申し上げました 23 議案全てを原案どおり承認、可決いただき感謝申し上げます。今議会一般質問では、医療・福祉・教育・環境・農政関係のほかに、川島小学校の今後についてや、注目を集める仮面土偶の活用など、多方面にわたる考えや、対策についてご提言やご意見をいただき、今後の行政運営に活かしてまいります。さて、明日はいよいよ第 70 回ほたる祭りの開幕となります。今年の気候に合わせるように、ホタルの発生が例年より早く、新聞報道等の効果もあって、もう既に 10 日ほど前より大勢の皆さんがほたる童謡公園まで、お越しいただきホタル見物を楽しんでいただいております。明日からのお祭り本番も各種イベントにより、皆さんに楽しんでいただける。そして、会場の隅々まで、おもてなしで満たされるお祭りになるよう大会長として、力を尽くしてまいります。議員各位におかれましては、それぞれのお立場で、お祭りにご協力いただくことをお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして 5 月 30 日に開会しました、平成 30 年第 4 回辰野町議会定例会を閉会といたします。17 日間の長丁場、大変ご苦勞様でした。

10. 散会の時期

6月15日 午後 11時 01分 散会

この議事録は、議会事務局長 中畑充夫、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 6 番

署名議員 7 番